

# 神戸大学大学文書史料室利用等要項新旧対照表

(新)

(旧)

第1条 (同右)

(目的)

第1条 この要項は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」という。）に基づき、神戸大学大学文書史料室（以下「室」という。）が保存する特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条～第18条 (略)  
(写しの交付の方法等)

第2条～第18条 (略)  
(写しの交付の方法等)

第19条 特定歴史公文書等の写しの交付は、当該特定歴史公文書等の全部について行うほか、その一部についても行うことができる。この場合において、室は、利用請求者に対し、具体的な範囲の特定を求める。

第19条 特定歴史公文書等の写しの交付は、当該特定歴史公文書等の全部について行うほか、その一部についても行うことができる。この場合において、室は、利用請求者に対し、具体的な範囲の特定を求める。

2 写しの交付は、次の各号に掲げる特定歴史公文書等の媒体について、当該各号に定めるものの中から室が指定した方法のうち、利用請求者の希望するものについて、利用請求者から部数の指定を受けた上で実施するものとする。

2 写しの交付は、次の各号に掲げる特定歴史公文書等の媒体について、当該各号に定めるものの中から室が指定した方法のうち、利用請求者の希望するものについて、利用請求者から部数の指定を受けた上で実施するものとする。

(1) 文書又は図画（第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。次号において同じ。）

(1) 文書又は図画（第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。次号において同じ。）

イ～ハ (略)

イ～ハ (略)

ニ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの

ニ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの

ホ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X6241 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの

ホ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X6241 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの

(2) 電磁的記録

(2) 電磁的記録

イ・ロ (略)

イ・ロ (略)

ハ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの

ハ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの

ニ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格 X6241 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの

ニ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本工業規格 X6241 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの

3 (同右)

3 室は、利用請求者より、写しの交付を行う範囲、方法及び部数の指定を受けた場合は速やかに料金表（別表）に基づき手数料額を算定し、当該料金を利用請求者に通知するものとする。

4・5 (略)

4・5 (略)

第20条～第33条 (略)

第20条～第33条 (略)

附 則（令和元年 6 月 28 日）

この要項は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 19 条関係）

特定歴史公文書等の媒体の種別	写しの交付方法	写しの交付に係る手数料の額
1 文書又は図画(第 7 条及び法第 16 条第 3 項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。)	イ 用紙に複写したものの交付	(1) モノクロームで複写した場合 用紙（B5 判, A4 判, B4 判及び A3 判に限る。） 1 枚につき 10 円
		(2) カラーで複写した場合 用紙（B5 判, A4 判, B4 判及び A3 判に限る。） 1 枚につき 20 円
	ロ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録の交付	(1) スキャナによる読み取りの場合 電子メール等の情報通信技術を用いて利用請求者に送付する場合, 当該文書又は図画 1 枚につき 10 円
		(2) デジタルカメラによる撮影の場合 電子メール等の情報通信技術を用いて利用請求者に送付する場合, 当該文書又は図画 1 枚につき 30 円
	ハ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付	(1) スキャナによる読み取りの場合 (i) モノクロームで出力した場合 用紙（B5 判, A4 判, B4 判及び A3 判に限る。）1 枚につき 20 円 (ii) カラーで出力した場合 用紙（B5 判, A4 判, B4 判及び A3 判に限る。）1 枚につき 30 円
		(2) デジタルカメラによる撮影の場合 電子メール等の情報通信技術を用いて利用請求者に送付する場合, 当該文書又は図画 1 枚につき 30 円

別表（第 19 条関係）

特定歴史公文書等の媒体の種別	写しの交付方法	写しの交付に係る手数料の額
1 文書又は図画(第 7 条及び法第 16 条第 3 項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。)	イ 用紙に複写したものの交付	(1) モノクロームで複写した場合 用紙（B5 判, A4 判, B4 判及び A3 判に限る。） 1 枚につき 10 円
		(2) カラーで複写した場合 用紙（B5 判, A4 判, B4 判及び A3 判に限る。） 1 枚につき 20 円
	ロ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録の交付	(1) スキャナによる読み取りの場合 電子メール等の情報通信技術を用いて利用請求者に送付する場合, 当該文書又は図画 1 枚につき 10 円
		(2) デジタルカメラによる撮影の場合 電子メール等の情報通信技術を用いて利用請求者に送付する場合, 当該文書又は図画 1 枚につき 30 円
	ハ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付	(1) スキャナによる読み取りの場合 (i) モノクロームで出力した場合 用紙（B5 判, A4 判, B4 判及び A3 判に限る。）1 枚につき 20 円 (ii) カラーで出力した場合 用紙（B5 判, A4 判, B4 判及び A3 判に限る。）1 枚につき 30 円
		(2) デジタルカメラによる撮影の場合 電子メール等の情報通信技術を用いて利用請求者に送付する場合, 当該文書又は図画 1 枚につき 30 円

		る。) 1 枚につき 30 円			る。) 1 枚につき 30 円
		(2) デジタルカメラによる撮影の場合 (i) モノクロームで出力した場合 用紙 (B5 判, A4 判, B4 判及び A3 判に限る。) 1 枚につき 40 円 (ii) カラーで出力した場合 用紙 (B5 判, A4 判, B4 判及び A3 判に限る。) 1 枚につき 50 円			(2) デジタルカメラによる撮影の場合 (i) モノクロームで出力した場合 用紙 (B5 判, A4 判, B4 判及び A3 判に限る。) 1 枚につき 40 円 (ii) カラーで出力した場合 用紙 (B5 判, A4 判, B4 判及び A3 判に限る。) 1 枚につき 50 円
ニ	スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク ( <u>日本産業規格 X 0606</u> 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したものの交付	(1) スキャナによる読取りの場合 光ディスク 1 枚につき 100 円に, 当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額 (2) デジタルカメラによる撮影の場合 光ディスク 1 枚につき 100 円に, 当該文書又は図画 1 枚ごとに 30 円を加えた額	ニ	スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク ( <u>日本工業規格 X 0606</u> 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したものの交付	(1) スキャナによる読取りの場合 光ディスク 1 枚につき 100 円に, 当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額 (2) デジタルカメラによる撮影の場合 光ディスク 1 枚につき 100 円に, 当該文書又は図画 1 枚ごとに 30 円を加えた額
ホ	スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク ( <u>日本産業規格 X 6241</u> に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したものの交付	(1) スキャナによる読取りの場合 光ディスク 1 枚につき 120 円に, 当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額 (2) デジタルカメラによる撮影の場合 光ディスク 1 枚につき 120 円に, 当該文書又は図画 1 枚ごとに 30 円を加えた額	ホ	スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク ( <u>日本工業規格 X 6241</u> に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したものの交付	(1) スキャナによる読取りの場合 光ディスク 1 枚につき 120 円に, 当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額 (2) デジタルカメラによる撮影の場合 光ディスク 1 枚につき 120 円に, 当該文書又は図画 1 枚ごとに 30 円を加えた額

2 電磁的記録(第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。)	イ 用紙に出力したものの交付	(1) モノクロームで出力した場合 用紙(B5判, A4判, B4判及びA3判に限る。) 1枚につき10円 (2) カラーで出力した場合 用紙(B5判, A4判, B4判及びA3判に限る。) 1枚につき20円
	ロ 電磁的記録として複写したものの交付	電子メール等の情報通信技術を用いて利用請求者に送付する場合, 1ファイルにつき210円
	ハ 電磁的記録として複写したものを光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき100円に, 1ファイルごとに210円を加えた額
	ニ 電磁的記録として複写したものを光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき120円に, 1ファイルごとに210円を加えた額

備考 1) 1の項イ, ハ又は2の項イの場合において, 両面印刷の用紙を用いるときは, 片面を1枚として額を算出する。  
2) 表中にある「日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの」とはCD-Rのことを指し, 「日本産業規格X6241に適合す

2 電磁的記録(第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。)	イ 用紙に出力したものの交付	(1) モノクロームで出力した場合 用紙(B5判, A4判, B4判及びA3判に限る。) 1枚につき10円 (2) カラーで出力した場合 用紙(B5判, A4判, B4判及びA3判に限る。) 1枚につき20円
	ロ 電磁的記録として複写したものの交付	電子メール等の情報通信技術を用いて利用請求者に送付する場合, 1ファイルにつき210円
	ハ 電磁的記録として複写したものを光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき100円に, 1ファイルごとに210円を加えた額
	ニ 電磁的記録として複写したものを光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき120円に, 1ファイルごとに210円を加えた額

備考 1) 1の項イ, ハ又は2の項イの場合において, 両面印刷の用紙を用いるときは, 片面を1枚として額を算出する。  
2) 表中にある「日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの」とはCD-Rのことを指し, 「日本工業規格X6241に適合す

る直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置  
で再生することが可能なもの」とはDVD-Rの  
ことを指す。

別紙様式第1号～別紙様式第11号 (別紙のとおり)

る直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置  
で再生することが可能なもの」とはDVD-Rの  
ことを指す。

別紙様式第1号～別紙様式第11号 (別紙のとおり)

(新)

別紙様式第1号 (第10条第2項関係)

特定歴史公文書等利用請求書

令和 年 月 日

神戸大学大学文書史料室長 殿

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒 TEL ( )

連絡先：(連絡先が「氏名又は名称」欄に記載された本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号) (電子メールによる写しの送付を希望する場合は、メールアドレスを記入)

公文書等の管理に関する法律第16条の規定に基づき、下記のとおり特定歴史公文書等の利用を請求します。

記

No.	識別番号	目録に記載された特定歴史公文書等の名称	利用方法	利用制限区分 (※室記入欄)
1			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (通)	<input type="checkbox"/> 全部利用可 <input type="checkbox"/> 一部利用不可 <input type="checkbox"/> 利用不可
2			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (通)	<input type="checkbox"/> 全部利用可 <input type="checkbox"/> 一部利用不可 <input type="checkbox"/> 利用不可
3			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (通)	<input type="checkbox"/> 全部利用可 <input type="checkbox"/> 一部利用不可 <input type="checkbox"/> 利用不可
4			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (通)	<input type="checkbox"/> 全部利用可 <input type="checkbox"/> 一部利用不可 <input type="checkbox"/> 利用不可
5			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (通)	<input type="checkbox"/> 全部利用可 <input type="checkbox"/> 一部利用不可 <input type="checkbox"/> 利用不可
	写しの作成方法	<input type="checkbox"/> 用紙への複写 (モノクロ・カラー) (B5・A4・B4・A3) [No. ] <input type="checkbox"/> スキャニング等によるデジタル化 (スキャナ・デジタルカメラ) (□用紙出力を希望 モノクロ・カラー) (□光ディスクへの複写を希望 CD-R・DVD-R) [No. ] <input type="checkbox"/> その他の方法 ( ) [No. ]		
	電磁的記録	<input type="checkbox"/> 電磁的記録の用紙への出力 (モノクロ・カラー) (B5・A4・B4・A3) [No. ] <input type="checkbox"/> 電磁的記録の複写 (□光ディスクへの複写を希望 CD-R・DVD-R) [No. ] <input type="checkbox"/> その他の方法 ( ) [No. ]		
	写しの交付の方法	<input type="checkbox"/> 室において交付 <input type="checkbox"/> 郵送 (送付先 ) <input type="checkbox"/> その他の方法 ( )		

(注) 利用請求時に利用方法 (写しの交付の場合は、併せて写しの作成方法及び交付の方法) を選択し、利用決定後も変更がない場合は、利用の方法申出書の提出を省略することができます。

(注) 写しの作成方法及び部数については、写しの交付による利用を希望する場合のみ記入してください。

別紙様式第 2 号-1 第三者意見照会書（第 14 条第 1 項及び法第 18 条第 1 項関係）

第 号  
令和 年 月 日

（第三者） 様

神戸大学大学文書史料室長

印

特定歴史公文書等の利用請求に関する意見について（照会）

（あなた，貴社等）に関する情報が記録されている下記の特定歴史公文書等について，公文書等の管理に関する法律第 16 条第 1 項の規定に基づく利用請求があり，当該特定歴史公文書等について利用決定を行う際の参考とするため，同法第 18 条第 1 項の規定に基づき，御意見を伺うこととしました。

つきましては，当該特定歴史公文書等を利用させることにつき御意見があるときは，同封した「特定歴史公文書等の利用請求に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお，提出期限までに同意見書の御提出がない場合には，特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

利用請求のあった特定 歴史公文書等の名称 (識別番号)	
利用請求の年月日	<u>令和</u> 年 月 日
当該特定歴史公文書等 に記録されている (あなた，貴社等)に 関する情報の内容	
意見書の提出先	神戸大学大学文書史料室 〒657-8501 神戸市灘区六甲台町 1-1
意見書の提出期限	<u>令和</u> 年 月 日 ( )

\*本件連絡先

神戸大学大学文書史料室（内線：5035）

電話：078-803-5035 FAX：078-803-5038

e-mail：archives@lib.kobe-u.ac.jp

第 号  
令和 年 月 日

（第三者） 様

神戸大学大学文書史料室長

印

特定歴史公文書等の利用請求に関する意見について（照会）

（あなた，貴社等）に関する情報が記録されている下記の特定歴史公文書等について，公文書等の管理に関する法律第 16 条第 1 項の規定による利用請求があり，利用決定を行いたいと考えています。

つきましては，同法第 18 条第 2 項の規定に基づき，御意見を伺いますので，当該特定歴史公文書等を利用させることにつき御意見がある場合は，同封した「特定歴史公文書等の利用請求に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお，提出期限までに同意見書の御提出がない場合には，特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

利用請求のあった特定 歴史公文書等の名称 ----- (識別番号)	
利用請求の年月日	<u>令和</u> 年 月 日
当該特定歴史公文書等 を利用させる旨の決定 をする理由	
当該特定歴史公文書等 に記録されている (あなた，貴社等)に 関する情報の内容	
意見書の提出先	神戸大学大学文書史料室 〒657-8501 神戸市灘区六甲台町 1-1
意見書の提出期限	<u>令和</u> 年 月 日 ( )

\* 本件連絡先

神戸大学大学文書史料室（内線：5035）

電話：078-803-5035 FAX：078-803-5038

e-mail：archives@lib.kobe-u.ac.jp

別紙様式第3号 第三者意見照会書（第14条第1・2項及び法第18条第1・2項関係の意見書）

令和 年 月 日

特定歴史公文書等の利用に関する意見書

神戸大学大学文書史料室長 殿

（ふりがな）

氏名又は名称：\_\_\_\_\_

（法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名）

住所又は居所：〒\_\_\_\_\_

（法人等にあつてはその主たる事務所等の所在地）

連絡先（電話番号）：\_\_\_\_\_

令和 年 月 日付けで照会のあつた特定歴史公文書等の利用について、下記のとおり意見を提出します。

記

照会のあつた特定歴史公文書等の名称 (識別番号)	
利用についての御意見	※ 1 意見はない。又は支障（不利益）はない。  2 利用されると支障（不利益）がある。 (1) 支障（不利益）がある部分  (2) 支障（不利益）の具体的内容
連絡先 (担当課、電話番号等)	

※ 1又は2のうち該当する番号に○印を付して下さい。2を選択された場合は、支障（不利益）がある部分及びその具体的内容も記載して下さい。

別紙様式第 4 号（第 14 条第 3 項及び法第 18 条第 4 項関係）

第 号  
令和 年 月 日

（反対意見書を提出した第三者） 様

神戸大学大学文書史料室長

印

特定歴史公文書等の利用決定について（通知）

（あなた，貴社等）から令和 年 月 日付で「特定歴史公文書等の利用に関する意見書」の提出がありました特定歴史公文書等については，下記のとおり利用に供することとしましたので，公文書等の管理に関する法律第 18 条第 4 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 利用に供することとした特定歴史公文書等の名称
- 2 利用に供することとした理由
- 3 利用に供する日

\*本件連絡先

神戸大学大学文書史料室（内線：5035）

電話：078-803-5035 FAX：078-803-5038

e-mail：archives@lib.kobe-u.ac.jp

この決定に不服があるときは，行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条に基づき，この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に神戸大学長に対して審査請求をすることができます。

また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により，この決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内に，神戸大学長を被告として，神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別紙様式第 5 号（第 15 条第 3 項関係）

第 号  
令和 年 月 日

（利用請求者） 様

神戸大学大学文書史料室長  
印

利用決定の期限の延長について（通知）

令和 年 月 日付けの特定歴史公文書等の利用請求については、神戸大学大学文書史料室利用等要項第 15 条第 3 項の規定（30 日以内の延長）を適用し、下記のとおり、利用決定の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 利用請求のあった特定歴史公文書等の識別番号・名称
- 2 延長後の期限
- 3 延長の理由

\*本件連絡先

神戸大学大学文書史料室（内線：5035）

電話：078-803-5035 FAX：078-803-5038

e-mail：archives@lib.kobe-u.ac.jp

別紙様式第 6 号（第 15 条第 4 項関係）

第 号  
令和 年 月 日

（利用請求者） 様

神戸大学大学文書史料室長  
印

利用決定の期限の特例の適用について（通知）

令和 年 月 日付けの特定歴史公文書等の利用請求については、下記のとおり、神戸大学大学文書史料室利用等要項第 15 条第 4 項の規定（利用決定の期限の特例）を適用することとしましたので通知します。

記

- 1 利用請求のあった特定歴史公文書等の識別番号・名称
- 2 第 15 条第 4 項の規定（利用決定の期限の特例）を適用することとした理由
- 3 利用決定する期限  
（ 月 日までに可能な部分について利用決定を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに利用決定する予定です。）

令和 年 月 日（ ）

\*本件連絡先

神戸大学大学文書史料室（内線：5035）

電話：078-803-5035 FAX：078-803-5038

e-mail：archives@lib.kobe-u.ac.jp

特定歴史公文書等利用決定通知書

（利用請求者） 様

神戸大学大学文書史料室長

印

令和 年 月 日付けで請求のありました特定歴史公文書等の利用について、公文書等の管理に関する法律第 16 条の規定に基づき、下記のとおりとすることとしましたので通知します。

記

- 1 原本を利用に供する特定歴史公文書等の識別番号・名称及び利用制限を行う部分があればその理由

特定歴史公文書等の 識別番号・名称	<input type="checkbox"/> 別紙のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり ( )
利用制限を行う理由	<input type="checkbox"/> 個人に関する情報を含むため <input type="checkbox"/> その他 ( )

- 2 写しを利用に供する特定歴史公文書等の識別番号・名称, 原本の利用を認めない理由及び利用制限を行う部分があればその理由

特定歴史公文書等の 識別番号・名称	<input type="checkbox"/> 別紙のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり ( )
原本の利用を認めない理由	<input type="checkbox"/> 劣化が著しいため <input type="checkbox"/> その他 ( )
利用制限を行う理由	<input type="checkbox"/> 個人に関する情報を含むため <input type="checkbox"/> その他 ( )

- 3 利用を認めないこととした特定歴史公文書等の識別番号・名称及び利用を認めない理由

識別番号・名称	<input type="checkbox"/> 別紙のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり ( )
利用を認めない理由	

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に神戸大学長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内に、神戸大学長を被告として、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

#### 4 利用の方法

##### (1) 利用の方法

特定歴史公文書等の識別番号・名称	<input type="checkbox"/> 別紙のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり ( )
利用の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
写しを送付する場合の準備日数	

##### (2) 閲覧することができる日時、場所

閲覧可能日時	<input type="checkbox"/> この決定日以降の開室時間内 <input type="checkbox"/> その他 ( )
閲覧場所	<input type="checkbox"/> 神戸大学大学文書史料室の閲覧室 <input type="checkbox"/> その他 ( )

#### \*本件連絡先

神戸大学大学文書史料室（内線：5035）

電話：078-803-5035 FAX：078-803-5038

e-mail：archives@lib.kobe-u.ac.jp

特定歴史公文書等の利用の方法申出書

神戸大学大学文書史料室長 殿

氏名又は名称  
住所又は居所  
連絡先電話番号

特定歴史公文書等の利用について、下記のとおり申出をします。

記

1 利用決定通知書の番号等

日付（令和 年 月 日），文書番号（ ）

2 求める利用の方法

利用の方法を選択し、該当箇所の□にチェックしてください。

特定歴史公文書等の 識別番号・名称	利用の方法	
	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（下記選択） （コピー・スキャン・他）	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 （ ）
	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（下記選択） （コピー・スキャン・他）	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 （ ）
	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（下記選択） （コピー・スキャン・他）	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 （ ）

3 利用を希望する日（令和 年 月 日）

4 「写しの送付」の希望の有無

有（郵送：同封する郵便切手の額 円，電子メールによる送付）  
無

\*本件連絡先

神戸大学大学文書史料室（内線：5035）

電話：078-803-5035 FAX：078-803-5038

e-mail：archives@lib.kobe-u.ac.jp

別紙様式第9号（第21条第1項関係）

諮 問 書

第 年 月 日  
令和

公文書管理委員会 御中

国立大学法人神戸大学長

印

公文書等の管理に関する法律第16条の規定に基づく利用決定について、別紙のとおり、  
審査請求があったので、同法第21条の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る特定歴史公文書等の名称	
2 審査請求に係る利用決定  (利用決定の種類) <input type="checkbox"/> 全部利用 <input type="checkbox"/> 一部利用 (該当利用制限事由又は複製物の利用) <input type="checkbox"/> 利用を認めない旨の決定 (該当する利用制限事由)	(1) 利用決定の日付, 記号番号  (2) 利用決定をした者  (3) 利用決定の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求人  (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 特定歴史公文書等利用請求書 (写し) ② 特定歴史公文書等利用決定通知書 (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ 利用に供した特定歴史公文書等 (写し) ⑥ その他参考資料
7 諮問庁担当課, 担当者名 電話, 住所等	

注1) 2の「(利用決定の種類)」については, 該当する利用決定の口をチェックすること。また, 一部利用決定又は利用を認めない旨の決定の場合には, 公文書管理法上の該当条項を記載すること。

注2) 4の「諮問の理由」については, 例えば, 「原処分維持が適当と考えるため。」「全部利用に供することが適当と考えるが, 第三者の反対意見書が提出されているため。」など, 諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

注3) 6の⑥の「その他参考資料」とは, 第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や, 行政不服審査法第11条の総代, 第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。

第 号  
令和 年 月 日

（審査請求人等） 様

国立大学法人神戸大学長

印

公文書管理委員会への諮問について（通知）

公文書等の管理に関する法律第 16 条の規定に基づく利用決定に対する次の審査請求について、同法第 21 条の規定により公文書管理委員会に諮問したので、同法第 22 条の規定により通知します。

1 審査請求に係る特定歴史 公文書等の名称	
2 審査請求に係る利用決定	
3 審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求の趣旨
4 諮問日・諮問番号	<u>令和</u> 年 月 日・令 諮問 号

\*本件連絡先

神戸大学大学文書史料室（内線：5035）

電話：078-803-5035 FAX：078-803-5038

e-mail：archives@lib.kobe-u.ac.jp

注 1) 「2 審査請求に係る利用決定」の欄については、利用決定の日付・記号番号、利用決定した者、利用決定の種類（利用決定、部分利用決定又は利用を認めない旨の決定）を記載すること。

注 2) 4 の「諮問番号」は、公文書管理委員会が付す番号である。

別紙様式第 11 号 (第 27 条第 1 項関係)

特定歴史公文書等の移管元部局等利用請求書

1 区分及び年月日 (該当個所の□にチェックして下さい。)

- 利用請求 (令和 年 月 日)  
 利用日 (令和 年 月 日)  
 返却 (令和 年 月 日)  
 返却確認 (令和 年 月 日)

2 利用者

所属部局等 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 電話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

3 利用希望年月日 令和 年 月 日 ( )

4 返却予定年月日 (室外の閲覧を希望する場合)  
令和 年 月 日 ( )

5 利用目的・内容

- ・目的( \_\_\_\_\_ )  
・内容(移管時の部局等名も記載 \_\_\_\_\_ )

通番	識別番号	特定歴史公文書等の名称	室記載欄
			返却確認
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(旧)

別紙様式第1号 (第10条第2項関係)

特定歴史公文書等利用請求書

平成 年 月 日

神戸大学大学文書史料室長 殿

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒 TEL ( )

連絡先：(連絡先が「氏名又は名称」欄に記載された本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号) (電子メールによる写しの送付を希望する場合は、メールアドレスを記入)

公文書等の管理に関する法律第16条の規定に基づき、下記のとおり特定歴史公文書等の利用を請求します。

記

No.	識別番号	目録に記載された特定歴史公文書等の名称	利用方法	利用制限区分 (※室記入欄)
1			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (通)	<input type="checkbox"/> 全部利用可 <input type="checkbox"/> 一部利用不可 <input type="checkbox"/> 利用不可
2			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (通)	<input type="checkbox"/> 全部利用可 <input type="checkbox"/> 一部利用不可 <input type="checkbox"/> 利用不可
3			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (通)	<input type="checkbox"/> 全部利用可 <input type="checkbox"/> 一部利用不可 <input type="checkbox"/> 利用不可
4			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (通)	<input type="checkbox"/> 全部利用可 <input type="checkbox"/> 一部利用不可 <input type="checkbox"/> 利用不可
5			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (通)	<input type="checkbox"/> 全部利用可 <input type="checkbox"/> 一部利用不可 <input type="checkbox"/> 利用不可
	写しの作成方法	<input type="checkbox"/> 用紙への複写 (モノクロ・カラー) (B5・A4・B4・A3) [No. ] <input type="checkbox"/> スキャニング等によるデジタル化 (スキャナ・デジタルカメラ) (□用紙出力を希望 モノクロ・カラー) (□光ディスクへの複写を希望 CD-R・DVD-R) [No. ] <input type="checkbox"/> その他の方法 ( ) [No. ]		
	電磁的記録	<input type="checkbox"/> 電磁的記録の用紙への出力 (モノクロ・カラー) (B5・A4・B4・A3) [No. ] <input type="checkbox"/> 電磁的記録の複写 (□光ディスクへの複写を希望 CD-R・DVD-R) [No. ] <input type="checkbox"/> その他の方法 ( ) [No. ]		
	写しの交付の方法	<input type="checkbox"/> 室において交付 <input type="checkbox"/> 郵送 (送付先 ) <input type="checkbox"/> その他の方法 ( )		

(注) 利用請求時に利用方法 (写しの交付の場合は、併せて写しの作成方法及び交付の方法) を選択し、利用決定後も変更がない場合は、利用の方法申出書の提出を省略することができます。

(注) 写しの作成方法及び部数については、写しの交付による利用を希望する場合のみ記入してください。

第 号  
平成 年 月 日

（第三者） 様

神戸大学大学文書史料室長

印

特定歴史公文書等の利用請求に関する意見について（照会）

（あなた，貴社等）に関する情報が記録されている下記の特定歴史公文書等について，公文書等の管理に関する法律第 16 条第 1 項の規定に基づく利用請求があり，当該特定歴史公文書等について利用決定を行う際の参考とするため，同法第 18 条第 1 項の規定に基づき，御意見を伺うこととしました。

つきましては，当該特定歴史公文書等を利用させることにつき御意見があるときは，同封した「特定歴史公文書等の利用請求に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお，提出期限までに同意見書の御提出がない場合には，特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

利用請求のあった特定 歴史公文書等の名称 (識別番号)	
利用請求の年月日	<u>平成</u> 年 月 日
当該特定歴史公文書等 に記録されている (あなた，貴社等)に 関する情報の内容	
意見書の提出先	神戸大学大学文書史料室 〒657-8501 神戸市灘区六甲台町 1-1
意見書の提出期限	<u>平成</u> 年 月 日 ( )

\*本件連絡先

神戸大学大学文書史料室（内線：5035）

電話：078-803-5035 FAX：078-803-5038

e-mail：archives@lib.kobe-u.ac.jp

第 号  
平成 年 月 日

(第三者) 様

神戸大学大学文書史料室長

印

## 特定歴史公文書等の利用請求に関する意見について（照会）

（あなた，貴社等）に関する情報が記録されている下記の特定歴史公文書等について，公文書等の管理に関する法律第 16 条第 1 項の規定による利用請求があり，利用決定を行いたいと考えています。

つきましては，同法第 18 条第 2 項の規定に基づき，御意見を伺いますので，当該特定歴史公文書等を利用させることにつき御意見がある場合は，同封した「特定歴史公文書等の利用請求に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお，提出期限までに同意見書の御提出がない場合には，特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

## 記

利用請求のあった特定 歴史公文書等の名称 (識別番号)	
利用請求の年月日	平成 年 月 日
当該特定歴史公文書 等 を利用させる旨の 決定 をする理由	
当該特定歴史公文書 等に記録されている (あなた，貴社等) に 関する情報の内容	
意見書の提出先	神戸大学大学文書史料室 〒657-8501 神戸市灘区六甲台町 1 - 1
意見書の提出期限	平成 年 月 日 ( )

## \* 本件連絡先

神戸大学大学文書史料室 (内線 : 5 0 3 5)

電話 : 0 7 8 - 8 0 3 - 5 0 3 5 FAX : 0 7 8 - 8 0 3 - 5 0 3 8

e-mail : archives@lib.kobe-u.ac.jp

特定歴史公文書等の利用に関する意見書

神戸大学大学文書史料室長 殿

（ふりがな）

氏名又は名称： \_\_\_\_\_

（法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名）

住所又は居所： 〒 \_\_\_\_\_

（法人等にあつてはその主たる事務所等の所在地）

連絡先（電話番号）： \_\_\_\_\_

平成 年 月 日付けで照会のあつた特定歴史公文書等の利用について、下記のとおり意見を提出します。

記

照会のあつた特定歴史 公文書等の名称 ----- (識別番号)	
利用についての御意見	※ 1 意見はない。又は支障（不利益）はない。  2 利用されると支障（不利益）がある。 (1) 支障（不利益）がある部分  (2) 支障（不利益）の具体的内容
連絡先 (担当課，電話番号等)	

※ 1又は2のうち該当する番号に○印を付して下さい。2を選択された場合は、支障（不利益）がある部分及びその具体的内容も記載して下さい。

第 号  
平成 年 月 日

（反対意見書を提出した第三者） 様

神戸大学大学文書史料室長

印

特定歴史公文書等の利用決定について（通知）

（あなた、貴社等）から平成 年 月 日付けで「特定歴史公文書等の利用に関する意見書」の提出がありました特定歴史公文書等については、下記のとおり利用に供することとしましたので、公文書等の管理に関する法律第 18 条第 4 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 利用に供することとした特定歴史公文書等の名称
- 2 利用に供することとした理由
- 3 利用に供する日

\*本件連絡先

神戸大学大学文書史料室（内線：5035）

電話：078-803-5035 FAX：078-803-5038

e-mail：archives@lib.kobe-u.ac.jp

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に神戸大学長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内に、神戸大学長を被告として、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号  
平成 年 月 日

（利用請求者） 様

神戸大学大学文書史料室長

印

利用決定の期限の延長について（通知）

平成 年 月 日付けの特定歴史公文書等の利用請求については、神戸大学大学文書史料室利用等要項第 15 条第 3 項の規定（30 日以内の延長）を適用し、下記のとおり、利用決定の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 利用請求のあった特定歴史公文書等の識別番号・名称
- 2 延長後の期限
- 3 延長の理由

\* 本件連絡先

神戸大学大学文書史料室（内線：5035）

電話：078-803-5035 FAX：078-803-5038

e-mail：archives@lib.kobe-u.ac.jp

第 号  
平成 年 月 日

（利用請求者） 様

神戸大学大学文書史料室長

印

利用決定の期限の特例の適用について（通知）

平成 年 月 日付けの特定歴史公文書等の利用請求については、下記のとおり、神戸大学大学文書史料室利用等要項第 15 条第 4 項の規定（利用決定の期限の特例）を適用することとしましたので通知します。

記

- 1 利用請求のあった特定歴史公文書等の識別番号・名称
- 2 第 15 条第 4 項の規定（利用決定の期限の特例）を適用することとした理由
- 3 利用決定する期限  
（ 月 日までに可能な部分について利用決定を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに利用決定する予定です。）

平成 年 月 日（ ）

\*本件連絡先

神戸大学大学文書史料室（内線：5035）

電話：078-803-5035 FAX：078-803-5038

e-mail：archives@lib.kobe-u.ac.jp

特定歴史公文書等利用決定通知書

(利用請求者) 様

神戸大学大学文書史料室長  
印

平成 年 月 日付けで請求のありました特定歴史公文書等の利用について、公文書等の管理に関する法律第 16 条の規定に基づき、下記のとおりとすることとしましたので通知します。

記

1 原本を利用に供する特定歴史公文書等の識別番号・名称及び利用制限を行う部分があればその理由

特定歴史公文書等の 識別番号・名称	<input type="checkbox"/> 別紙のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり ( )
利用制限を行う理由	<input type="checkbox"/> 個人に関する情報を含むため <input type="checkbox"/> その他 ( )

2 写しを利用に供する特定歴史公文書等の識別番号・名称、原本の利用を認めない理由及び利用制限を行う部分があればその理由

特定歴史公文書等の 識別番号・名称	<input type="checkbox"/> 別紙のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり ( )
原本の利用を認めない理由	<input type="checkbox"/> 劣化が著しいため <input type="checkbox"/> その他 ( )
利用制限を行う理由	<input type="checkbox"/> 個人に関する情報を含むため <input type="checkbox"/> その他 ( )

3 利用を認めないこととした特定歴史公文書等の識別番号・名称及び利用を認めない理由

識別番号・名称	<input type="checkbox"/> 別紙のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり ( )
利用を認めない理由	

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に神戸大学長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内に、神戸大学長を被告として、神戸地

方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

#### 4 利用の方法

##### (1) 利用の方法

特定歴史公文書等の識別番号・名称	<input type="checkbox"/> 別紙のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり ( )
利用の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
写しを送付する場合の準備日数	

##### (2) 閲覧することができる日時，場所

閲覧可能日時	<input type="checkbox"/> この決定日以降の開室時間内 <input type="checkbox"/> その他 ( )
閲覧場所	<input type="checkbox"/> 神戸大学大学文書史料室の閲覧室 <input type="checkbox"/> その他 ( )

##### \* 本件連絡先

神戸大学大学文書史料室 (内線：5035)

電話：078-803-5035 FAX：078-803-5038

e-mail：archives@lib.kobe-u.ac.jp

特定歴史公文書等の利用の方法申出書

神戸大学大学文書史料室長 殿

氏名又は名称  
住所又は居所  
連絡先電話番号

特定歴史公文書等の利用について、下記のとおり申出をします。

記

1 利用決定通知書の番号等

日付（平成 年 月 日）、文書番号（ ）

2 求める利用の方法

利用の方法を選択し、該当箇所の□にチェックしてください。

特定歴史公文書等の 識別番号・名称	利用の方法	
	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（下記選択） （コピー・スキャン・他）	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 （ ）
	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（下記選択） （コピー・スキャン・他）	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 （ ）
	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（下記選択） （コピー・スキャン・他）	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 （ ）

3 利用を希望する日（平成 年 月 日）

4 「写しの送付」の希望の有無

有（郵送：同封する郵便切手の額 円，電子メールによる送付）  
無

\*本件連絡先

神戸大学大学文書史料室（内線：5035）

電話：078-803-5035 FAX：078-803-5038

e-mail：archives@lib.kobe-u.ac.jp

別紙様式第9号（第21条第1項関係）

諮 問 書

第 号  
平成 年 月 日

公文書管理委員会 御中

国立大学法人神戸大学長

印

公文書等の管理に関する法律第16条の規定に基づく利用決定について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第21条の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る特定歴史公文書等の名称	
2 審査請求に係る利用決定  (利用決定の種類) <input type="checkbox"/> 全部利用 <input type="checkbox"/> 一部利用 (該当利用制限事由又は複製物の利用) <input type="checkbox"/> 利用を認めない旨の決定 (該当する利用制限事由)	(1) 利用決定の日付, 記号番号  (2) 利用決定をした者  (3) 利用決定の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求人  (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 特定歴史公文書等利用請求書 (写し) ② 特定歴史公文書等利用決定通知書 (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ 利用に供した特定歴史公文書等 (写し) ⑥ その他参考資料
7 諮問庁担当課, 担当者名 電話, 住所等	

注 1) 2の「(利用決定の種類)」については, 該当する利用決定の□をチェックすること。また, 一部利用決定又は利用を認めない旨の決定の場合には, 公文書管理法上の該当条項を記載すること。

注 2) 4の「諮問の理由」については, 例えば, 「原処分維持が適当と考えるため。」「全部利用に供することが適当と考えるが, 第三者の反対意見書が提出されているため。」など, 諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

注 3) 6の⑥の「その他参考資料」とは, 第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や, 行政不服審査法第 11 条の総代, 第 12 条の代理人又は第 13 条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。

（審査請求人等） 様

国立大学法人神戸大学長

印

公文書管理委員会への諮問について（通知）

公文書等の管理に関する法律第 16 条の規定に基づく利用決定に対する次の審査請求について、同法第 21 条の規定により公文書管理委員会に諮問したので、同法第 22 条の規定により通知します。

1 審査請求に係る特定歴史 公文書等の名称	
2 審査請求に係る利用決定	
3 審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求の趣旨
4 諮問日・諮問番号	平成 年 月 日・平 諮問 号

\* 本件連絡先

神戸大学大学文書史料室（内線：5035）

電話：078-803-5035 FAX：078-803-5038

e-mail：archives@lib.kobe-u.ac.jp

注 1) 「2 審査請求に係る利用決定」の欄については、利用決定の日付・記号番号、利用決定した者、利用決定の種類（利用決定、部分利用決定又は利用を認めない旨の決定）を記載すること。

注 2) 4 の「諮問番号」は、公文書管理委員会が付す番号である。

特定歴史公文書等の移管元部局等利用請求書

1 区分及び年月日（該当個所の□にチェックして下さい。）

- 利用請求（平成 年 月 日）
- 利用日（平成 年 月 日）
- 返却（平成 年 月 日）
- 返却確認（平成 年 月 日）

2 利用者

所属部局等 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_（ ）

3 利用希望年月日 平成 年 月 日（ ）

4 返却予定年月日（室外の閲覧を希望する場合）  
平成 年 月 日（ ）

5 利用目的・内容

- ・目的（ \_\_\_\_\_ ）
- ・内容（移管時の部局等名も記載 \_\_\_\_\_ ）

通 番	識 別 番 号	特定歴史公文書等の名称	室記載欄
			返却確認
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			